

東海市条例第10号

東海市国民健康保険条例及び東海市立福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(東海市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 東海市国民健康保険条例(昭和44年東海市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1号中「養護老人ホーム又は」を「老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する」に改め、同条第2号中「(昭和22年法律第164号)」の次に「第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童又は同法」を加え、「助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターを除く」を「乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る」に改め、「又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童」を削る。

(東海市立福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 東海市立福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例(昭和46年東海市条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東海市立児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

第1条中「東海市立福祉型児童発達支援センター」を「東海市立児童発達支援センター」に改める。

第5条第1号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。